平成３０年度　委託訓練（離職者対象）事業実施業務企画提案コンペ参加要領

1. 目　的

経済発展に伴う技術革新や雇用失業情勢の変化等により、離職を余儀なくされた方が安定的な職業に就くために効果的な職業訓練を実施することにより、早期再就職に資することを目的とします。

なお、本事業は、専修学校など民間教育訓練機関等の幅広い教育訓練資源を最大限活用し、多様な職業訓練機会の創出・拡大を図る趣旨から、民間の創意工夫による企画提案により受託事業者の選定を行うものとします。

1. 委託業務の内容

別添「平成３０年度　委託訓練（離職者対象）事業実施業務仕様書」のとおりとします。

ただし、本仕様書に定めるもののほか、「『総合雇用対策』に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について」（平成13年12月3日付け能発第519号）別添「委託訓練実施要領(平成29年6月22日改正)」に準じて実施するものとする。

このため、「委託訓練実施要領」が改正された場合、仕様書記載の有無に関わらず契約条件を変更・追加することがあるので、その旨了承のうえ、企画提案書を提出すること。

1. 企画提案者の参加資格

次に掲げる条件を満たした者とする。

* 1. 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
	2. 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
	3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。
	4. 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
	5. 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
	6. 三重県内に本支店、営業所等の拠点を有し、過去５年以内に国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関が発注する本業務に類似した教育訓練を履行した実績を有すること。
	7. 下記５項記載の説明会に参加できる者であること。
	8. 介護職員初任者研修課程が含まれる訓練内容を企画提案する場合は、三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱及び、三重県介護職員初任者研修事業者指定要領に基づく事業者指定を受けている又は受ける見込みがあること。
	9. 訓練実施機関の施設内または施設外において、訓練実施機関自らがまたは委託により、仕様書等に定める基準を満たした託児サービスを提供できること。（託児サービスを付加した訓練を実施する場合に限る。）
1. 不適格事項
2. 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
3. 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
4. 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
5. 提案に際して談合等の不正行為があったとき。
6. 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別がしがたい見積をしたとき。
7. 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
8. 提出書類にあたり、虚偽の記載をしたとき。
9. その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
10. 説明会の開催

企画提案を希望する者に対して、以下のとおり説明会を開催します。

なお、説明会に参加できる人数は、１事業者あたり２名までとします。

1. 日　時　　　　**平成３０年２月２６日（月）午後１時３０分から**
2. 場　所　　　　津市高茶屋小森町１１７６－２　　津高等技術学校
3. 事前申込　　　　別紙１参加申込書に必要事項記載の上ファクシミリにて提出してください。

参加申込書提出期限　平成３０年２月２２日(木)午後５時まで

　　　　　　　　　　　　　申込みファクシミリ番号　０５９－２３４－３６６８

1. 企画提案書の提出
2. 企画提案件数　　別表の区分毎に　真に実施可能な訓練科の数を踏まえて提出してください。

なお、開講時期については、１訓練科（１教室）当たり、開講可能月を複数提　　　　　　　　　　　　　　　出して差し支えありません。（例えば7月から9月までの間に３か月訓練を１訓練科実施可能な場合に、「7月、9月のいずれかで１科開講可能」として提出することが可能です。ただし、希望する組み合わせについてすべて列挙すること。）

1. 仮受付日、本受付日及び提出場所等

ア　仮受付日時　　　**平成３０年３月５日（月）、６日（火）、７日（水）、８日（木）、９日（金）、**

**１２日（月）、１３日（火）　　午前９時３０分から午後４時３０分まで**

平成３０年２月２７日（火）から２月２８日（水）午後５時までに、別紙２仮審査申込書に必要事項を記載のうえファクシミリにて仮受付の日時を申し込んでください。当方で調整のうえ、実施日を決定します。

※希望通りとならない場合がありますので予めご了承ください。

なお、３月１２日（月）、１３日（火）は、仮受付時、内容に不備があった場合の再提出日とするため、予約はお控えください。

イ　仮受付の実施場所　　　１１項記載の場所に提出してください。

※書類は必ず持参してください。（郵送による提出は認めません。）

ウ　本受付の日時　　　　　　平成３０年３月１４日（水）、１５日（木）

午前９時３０分から午後４時１０分まで

※本受付の日時は仮受付の完了時に予約してください。

エ　本受付の実施場所　　　１１項記載の場所に提出してください。

※書類は必ず持参してください。（郵送による提出は認めません。）

　　　**※当日は、審査の状況により、お待たせする場合がありますので予めご了承ください。**

1. 提出書類及び部数
2. 企画コンペに参加を希望するものは、次の①～⑥に掲げる証明書等を６（２）アに記載する仮受付日時までに１１項記載の場所に提出してください。
3. 企画提案コンペ参加資格確認書及び誓約書
4. 法人にあっては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

1. 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額がないこと用）」（税務署が過去６か月以内に発行したもの）の写し
2. 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６か月以内に発行したもの）の写し
3. 契約履行実績証明書
4. 企画提案者の参加資格（8）に該当する事業者にあっては、｢三重県介護職員初任者研修事業者指定通知書（第8号様式）｣又は「三重県健康福祉部長寿介護課による申請書受理証明」の写し
5. 委託訓練受託の申請関係
	* 1. 委託訓練（離職者対象）事業実施業務受託申請書（様式１）

添付書類（「資料　委託訓練受託申請書の添付書類及び資料一覧」参照）

* + 1. 実施施設の概要（様式２）・（別紙1～３）
		2. 設定根拠（任意様式）
		3. 委託訓練カリキュラム（様式３）
		4. 日別計画表（指定様式）
		5. 委託訓練受託対象要件照合表（様式４）
		6. 委託訓練コース要素別点検表（様式５）
		7. 講師名簿（様式６）
		8. 使用教材一覧表（様式７）
		9. 使用ソフト等一覧表（様式８）
		10. 就職支援体制等（様式９）
		11. 実施経費見積書（様式１０）

資料等

* + 1. 雇用保険適用事業所設置届（写）
		2. 職業紹介の許可を証明する書類（写）
		3. 実施施設紹介パンフレット等
		4. 施設案内図・配置図、平面図等
		5. 訓練実施施設に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等(写)
		6. 写真(建物外観・教室、就職相談室、事務所)
		7. 職業訓練サービスガイドライン研修修了証(写)(受講している場合)
	+ 受講予定の場合は、申込書等の受講予定が分かるもの(写)

※託児サービスを付加する訓練を実施することを希望する場合は追加して提出

* + 1. 委託訓練(離職者対象)事業実施業務 託児サービス付加申請書(様式１１)

添付書類

1. 託児サービスに要する経費見積書(様式１０－２)

資料

1. 託児サービス提供施設の概要等
2. 保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業及び幼保連携型認定こども園については認可書(写)、それ以外については認可外保育施設指導監督基準チェック表
3. 認可外保育施設により託児サービスを提供する場合は、設置届出書(写)
4. 三重県知事が証明する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている場合はその写し
5. 託児サービス提供施設のパンフレット、規約、定款等

＜以下参考＞

1. 委託により託児サービスを提供する場合は委託契約書(写)
2. 訓練実施施設及び託児サービスを提供する場所に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等(写)
3. 託児サービスに係る傷害保険、賠償責任保険等の加入証明書(写)

※(25)～(27)は契約候補者に選定された場合に提出を要する書類

＊添付書類等の作成あたっては、別添の「受託申請手続きについて」を参照してください。

* + 1. 提出部数　　６部　（ただし、資料等については１部提出とします。）

※正本１部　写し５部（仮受付時はうち正本１部　写し１部）

* + 1. 不備等の取扱い
1. 仮審査日に、正本、副本ともご持参ください。仮審査を行った結果、不備事項があった場合は、不備事項の修正を求めるとともに正本をお返ししますので、再度、本審査日に修正後の提案書類を提出ください。（不備事項がない場合も正本は一旦お返しします。）
2. 本審査日の書類提出、三重県が受理した後の差し替えは認めません。（三重県が補正等を求める場合を除く。）
3. 提案書の評価及び優秀提案者の決定
	1. 委託訓練（離職者対象）事業実施業務企画提案コンペ選定委員会において、提出された企画提案書の評価を行い、業務の目的に合致し、かつ、評価の高い企画提案の順に別表の区分毎に選定し、契約候補者とします。

なお、託児サービスの付加についても分野、地区、時期等を総合的に勘案し、選定委員会において決定します。

また、その結果は提案者に対し通知するものとします。

* 1. 優秀提案者決定の評価の基準

訓練の内容・仕上がり像、企画性、訓練内容の社会的需要、就職支援体制、就職実績、施設設備、指導員数・資質、運営状況等(開講可能な最少応募者数の設定状況含む)、自己負担軽減の取組、託児サービスの付加の有無、見積額。

1. 契約方法等
	* 1. 契約候補者と契約条件を協議のうえ、見積書を徴取し、記載された内容と予定価格を比較検討し、委託契約を締結します。
		2. 契約方法に関する事項
2. 契約事項を示す場所は下記１１項記載の場所とします。
3. 契約保証金は契約金額の１００分の１０以上とします。ただし、三重県会計規則第７５条第４項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
4. 契約書は２通作成し、三重県及び受注者の双方各１通を保有するものとします。なお、契約金額の表示は、消費税を内書きで記載するものとします。
	* 1. 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとします。

* + 1. 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

契約内容の履行が完了し、検査に合格した後、適切な支払い請求書を受理した日から３０日以内に指定された金融機関へ振り込むものとします。

なお、募集定員に応募者が満たない場合、応募や入校の辞退者が出た場合や中途退校等、委託人員は変動するため、必ずしも募集定員数での入校や契約金額での支払いを確約するものではありません。

* + 1. 契約締結時期等

4月上旬（予定）

なお、この契約は、「国との協議が整うこと」及び「三重県の予算の成立」が契約締結の条件となるため、審査の結果に関わらず、契約できない場合があります。

委託料の支払い方法等の詳細は、決定次第、委託予定の訓練実施施設に通知します。

1. 企画提案書の内容等についての質疑応答
2. 質問の受付期間

**平成３０年２月２７日（火）午後５時まで**

1. 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、別添「質問書」にて行うものとし、１１項記載の担当部署まで持参、郵便、ファクシミリにより提出してください。

1. 質問に対する回答

すべての質問に対しての回答を、企画提案コンペ説明会参加者すべてに、平成３０年３月１日（木）までに電子メールまたはファクシミリにより通知します。

1. その他
2. 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
3. 契約書作成の要否

三重県が作成します。

1. 企画提案書の作成及び提出等応募に要する経費は、すべて企画提案者の負担とします。
2. 提案された企画提案書は返還しません。
3. 提出された企画提案書については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は原則として公開しないので、その部分を明記してください。

1. 企画提案書類に不備があった場合には、審査の対象にならないことがあります。
2. 企画提案書類の提出後は、理由の如何を問わず辞退できません。
3. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等
4. 受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは契約を解除することができるものとする。
5. 受注者が三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるときは契約を解除することができるものとする。
6. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
7. 受託者は業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
8. 断固として不当介入を拒否すること。
9. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
10. 委託者に報告すること。
11. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
12. 受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
13. その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。
14. 担当部署

　〒５１４－０８１７　三重県津市高茶屋小森町１１７６－２

　三重県立津高等技術学校　担当　横井、長嶋

　TEL　０５９－２３４－２８３９、　FAX　０５９－２３４－３６６８